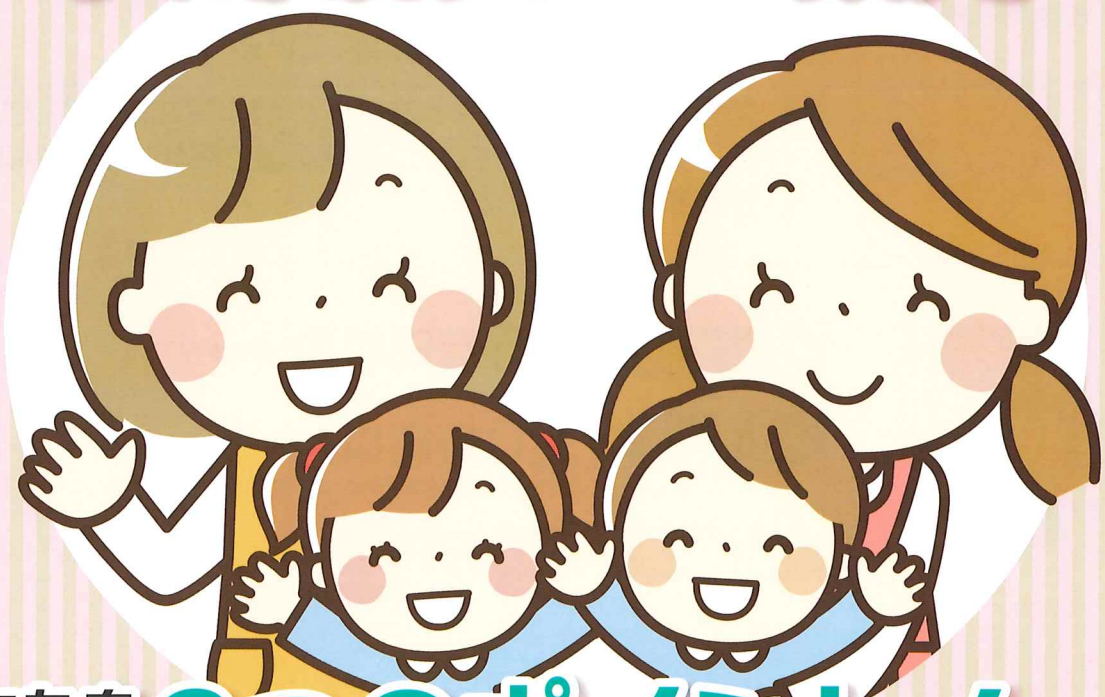


令和
8年度

募集締切
令和8年 5月29日 金 必着

保育士修学資金

貸付制度のご案内



あなたを
応援する **3つのポイント!**

POINT
1

貸付額最大

160万円

POINT
2

無利子で

貸付

POINT
3

保育業務に
5年間従事で

全額返還免除



※養成施設を通して申請します。 ※養成施設の締切を必ず確認してください。

お問合せ先

社会福祉法人 **茨城県社会福祉協議会**

福祉人材・研修部(保育士修学資金担当)

☎ **029-350-8366**

詳しくはホームページで確認してください。



保育士修学資金貸付制度



貸付 対象

保育士養成施設に在学し、卒業後に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等に保育士及び保育教諭として就労する意思のある方で、家庭の経済状況等から修学資金の貸付を必要とする次の①～③のいずれかに該当する方。

- 1 茨城県内に住民登録している
- 2 茨城県内の養成施設に在学している
- 3 養成施設の学生となった年度の前年度に茨城県内に住民登録をされていて、かつ養成施設に修学するために茨城県外に転居した

貸付 額等

(無利子)

修学資金 月額 5万円以内 (原則2年間)

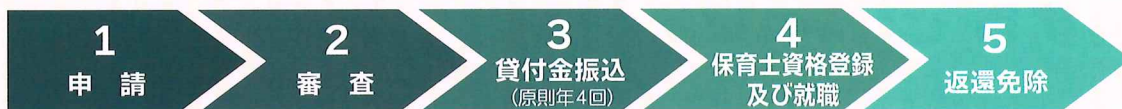
入学準備金 20万円以内

※入学金のうち実際に納めた自己負担額(初回の交付時)

就職準備金 20万円以内

※その他、生活費加算制度があります。

貸付の流れ



養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で保育業務に5年間従事した場合は、貸付を受けた修学資金の返還が免除となります。

ただし、返還免除の要件を満たさなくなった場合等は、返還となります。また、返還期限までに返還されない場合は、延滞利子が発生します。

申込み

申込期限

令和8年 **5月29日(金)必着**

※上記の日程は、養成施設から県社協への申請書類提出期限です。

※申請は養成施設を通して行っていただきますので、必ず養成施設への提出期限を確認してください。

申込方法等

養成施設の指示に従って申請書類を養成施設を通して茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

(募集要項は県社協ホームページにも掲載しています)

返還免除対象となる保育所等従事先施設の例

保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・乳児院・母子生活支援施設・児童厚生施設
児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童家庭支援センター など

